

- (注1) 法第37条第3項の規定の適用を受けようとする年度の前年度の11月1日前に終了した直近の事業年度のものを記載すること。
- (注2) 原則として、日本標準産業分類の細分類に該当する業種名及び細分類番号(4桁)を記載すること。
- (注3) 申請事業がどのような製品又はサービスを扱っているのか、当該事業がどのように製品を製造又はサービスを提供しているのか、当該事業が扱う製品又はサービスを販売する市場又は顧客の種類はどのようなものか、また、その他事業の内容を説明するに当たり必要と判断される事項等を説明すること。
- (注4) 公認会計士又は税理士に確認を求め、その確認の書面を別途提出すること。また、記載する売上高は、申請に用いた事業年度の計算書類(監査済み財務諸表又は税務申告書に添付した決算書等)を基礎とし、1に満たない端数は、切り捨てるものとする。
- (注5) 原則として、小数点以下第二位未満の端数を切り捨て、小数点以下第二位までの値を記載すること。
- (注6) 法第37条第3項の規定の適用を受けようとする年度に電気の供給を受ける小売電気事業者等を記載すること。
- (注7) 識別番号とは、小売電気事業者等より顧客ごとに付与されている番号(お客さま番号、電気番号等と呼ばれる。)であり、当該事業所に複数の電気契約がある場合は、全て記載が必要。
 需要種別は、小売電気事業者等より付与されている識別番号毎に、原則として、単相又は三相により標準電圧百ボルト又は二百ボルトで電気の供給を受ける需要の場合は「低圧」、原則として、三相により標準電圧六千ボルトで電気の供給を受ける需要の場合は「高圧」、三相により標準電圧が七千ボルトを超えるもので電気の供給を受ける需要の場合は「特別高圧」を記載すること。
 記載欄が不足する場合は、別紙で一覧表を添付すること。
- (注8) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第30条第2号に規定する基準に適合することを証する書類を添付すること。
- (注9) 法第37条第3項の規定の適用を受けようとする年度の前年度の11月1日前に終了した直近の事業年度から起算して過去6事業年度分の原単位(売上高千円当たりの電気の使用量(キロワット時で表した量をいい、小売電気事業者等から供給を受けた電気の使用量に限る。))及び原単位の対前年度比の変化率(単位:%)を記載する。
- (注10) 申請前年度に係る四事業年度変化率 $= (② \times ③ \times ④ \times ⑤)^{1/4}$
 申請前々年度に係る四事業年度変化率 $= (① \times ② \times ③ \times ④)^{1/4}$

届出担当者 連絡先	担当者名	
	所属部課	
	所在地	(〒 -)
	電話番号	
	Eメール	

第2表 申請事業の電気の使用量 (注11)

番号	事業所の名称	事業所の所在地	共同受電又はテナント受電 (注12) ※共同受電に該当する場合は、当該事業所について第4表を作成	申請事業の電気の使用量
1		(〒 —)	☐ 共同受電形態をとる ☐ テナント受電形態をとる ☐ 共同又はテナント受電形態をとらない	【1】 (第3表の【11】を転載) _____ kWh
2		(〒 —)	☐ 共同受電形態をとる ☐ テナント受電形態をとる ☐ 共同又はテナント受電形態をとらない	【2】 (第3表の【19】を転載) _____ kWh
3		(〒 —)	☐ 共同受電形態をとる ☐ テナント受電形態をとる ☐ 共同又はテナント受電形態をとらない	【3】 (第3表の【27】を転載) _____ kWh
合 計				【4】 _____ kWh

(注11) 申請事業を営む事業所が4つ以上になる場合は、枠の追加を行うこと。

(注12) 共同受電とは事業所を別にする複数の需要家が1つの需給地点を設定して小売電気事業者等と1つの需給契約を締結する受電方式。テナント受電とは事業所を一にする複数の需要家が、1つの需給地点を設定して小売電気事業者等と1つの需給契約を締結する受電方式。

第3表 申請事業を営む事業所における事業ごとの電気の使用量 (注13・注14)

1. 事業所1 () (注15)に関する情報

事業区分	経済的指標に関する情報 (注16・注17)			電気の使用量
	指標 (注18)		構成割合 (注20)	
申請事業	【5】 (単位 (注19) :)		【8】(=【5】÷【7】×100) %	【11】(=【8】×【10】) kWh
申請事業 以外の事業	【6】 (単位 (注19) :)		【9】(=【6】÷【7】×100) %	【12】(=【9】×【10】) kWh
事業所 全体の値	【7】(=【5】+【6】) (単位 (注19) :)		%	【10】:申請者が使用した総量(注21) kWh
				事業所全体の電気の使用量(注21) kWh

2. 事業所2 () (注15)に関する情報

事業区分	経済的指標に関する情報 (注16・注17)			電気の使用量
	指標 (注18)		構成割合 (注20)	
申請事業	【13】 (単位 (注19) :)		【16】(=【13】÷【15】×100) %	【19】(=【16】×【18】) kWh
申請事業 以外の事業	【14】 (単位 (注19) :)		【17】(=【14】÷【15】×100) %	【20】(=【17】×【18】) kWh
事業所 全体の値	【15】(=【13】+【14】) (単位 (注19) :)		%	【18】:申請者が使用した総量(注21) kWh
				事業所全体の電気の使用量(注21) kWh

3. 事業所3 () (注15)に関する情報

事業区分	経済的指標に関する情報 (注16・注17)			電気の使用量
	指標 (注18)		構成割合 (注20)	
申請事業	【21】 (単位 (注19) :)		【24】(=【21】÷【23】×100) %	【27】(=【24】×【26】) kWh
申請事業 以外の事業	【22】 (単位 (注19) :)		【25】(=【22】÷【23】×100) %	【28】(=【25】×【26】) kWh
事業所 全体の値	【23】(=【21】+【22】) (単位 (注19) :)		%	【26】:申請者が使用した総量(注21) kWh
				事業所全体の電気の使用量(注21) kWh

(注13) 第3表に記載できる電気の使用量は、小売電気事業者等より直接又は間接に供給を受けたものに限る。このため、小売電気事業者等以外から供給を受けた電気の使用量は、ここに計上してはならない。

(注14) 申請事業を営む事業所が4つ以上になる場合は、表の追加を行うこと。

(注15) ()内には事業所名を記載する(略称可)。

(注16) 経済的指標とは、当該事業所において複数の事業が営まれている場合に、当該事業所における各事業の売上高、出荷額、費用、付加価値、生産量、出荷量、販売量のいずれかの値を指す。ただし、事業所において営まれる事業が1つしか存在しない場合、経済的指標の記載は不要であるものの、申請事業及び事業所全体の数値については記載する必要がある。また、経済的指標は全事業所共通の指標を使用すること。ただし、電力会社が設置したメーターによる区分計測が可能な事業所は除く。

(注17) 経済的指標を用いる場合は、申請に用いた事業年度の計算書類(監査済み財務諸表又は税務申告書に添付した決算書等)を基礎として、その根拠となる資料を用意する。経済的指標のうち、「申請事業」「申請事業以外の事業」「事業所全体の値」については、公認会計士又は税理士に確認を求めると。また、申請時には、当該根拠資料及び公認会計士又は税理士の確認の書面を別途提出すること。

(注18) 売上高、出荷額、費用、付加価値、生産量、出荷量、販売量のいずれか一つを選択すること。ただし、電力会社が設置したメーターによる区分計測が可能な場合、区分計測とここに記載すること。

(注19) 売上高、出荷額、費用、付加価値の単位は千円とする。

(注20) 小数点以下第二位未満の端数を切り捨て、小数点以下第二位までの値を記載すること。端数処理によって構成割合の合計値が100%とならない場合があるが、その際は端数処理後の申請事業と非申請事業の割合の合計が記載されていれば可。

(注21) 電気の使用量を証明する書類を別途提出すること。

第4表 共同受電形態をとる事業所（共同受電形態で電気の供給を受けている事業所が存在する場合のみ記載）^{（注22）}

申請に用いた小売電気事業者等との直接契約者の事業年度 ^{（注23）}		（ 年 月 日 ） ～ （ 年 月 日 ）	
1. 第2表に記載したいずれかの事業所が共同受電形態をとる場合、その事業所の名称を記載すること。			
2. 本事業所が属する共同受電全体で使用した小売電気事業者等から供給を受けた電気の使用量はいくらか。 ^{（注23）} また、この数値を証明する書類を別途提出すること。		kWh	
3. 本事業所で使用した小売電気事業者等からの供給を受ける電気の使用量はいくらか。 ^{（注23）} また、この数値を証明する書類を別途提出すること。		kWh	
4. 本事業所が属する共同受電全体で使用した小売電気事業者等から供給を受けた電気の使用量に対して本事業所における小売電気事業者等から供給を受けた電気の使用量が占める割合はいくらか。 ^{（注24）}		%	
5. 小売電気事業者等との契約者について、以下の情報を記載すること。			
契約者名		所在地	（ ー ）

（注22） 共同受電形態をとる事業所が2つ以上になる場合は、表の追加を行うこと。
（注23） 小売電気事業者等との直接契約者の法第37条第3項の規定の適用を受けようとする年度の前年度の11月1日前に終了した直近の事業年度のものを記載すること。
（注24） 小数点以下第二位未満の端数を切り捨て、小数点以下第二位までの値を記載すること。

<備考>

- 1 第3表の経済的指標とは、以下のとおり。

売上高とは、事業所で製造された製品又は提供されたサービスが、当該事業所から外部へ販売された際の金額とする。

出荷額とは、製造業事業所調査における製造品出荷額の定義に従い、売上高より積込料、運賃、保険料及びその他諸掛を除いたものとする。

費用とは、

- ① 原材料使用額等（※）
- ② 売上原価
- ③ 売上原価、販売費及び一般管理費

のいずれかを、事業ごとに按分したものとする。かかる按分の方法は、申請者が普段行っている管理会計と同じとなるようにすること。

（※）製造業事業所調査における定義。原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額であり、消費税額を含む。

付加価値とは、売上高より原材料使用額等を除いたものとする。ただし、付加価値を使うことができるのは、この値が正の値となっている場合に限る。

生産量、出荷量、販売量とは、事業所に係る製品の数量とする。なお、これらの指標の使用は、製品の特性が類似しており、共通単位（トン、個数等）での比較が可能である場合に限り認められる。各指標の詳細な定義は、生産動態統計の定義に従い、以下のとおり。

- ・生産量とは、事業所が実際に生産（受託生産を含む。）した製品の数量。ただし、仕掛中の半製品は除く。
- ・出荷量とは、事業所及び同事業所が契約の主体となって借り受けている倉庫又は保管場所から、実際に出荷した数量。
- ・販売量とは、出荷量のうち、次の事由に該当するもの。
 - ① 販売業者又は消費者である他企業に直接販売したもの
 - ② 販売することを目的として本社、営業所又は中継地などに出荷したもの
 - ③ 受託生産品を販売業者（消費者を含む。）である委託者へ出荷したもの
 - ④ 同一製品を生産していない同一企業内の他工場へ出荷したもの（全くの転売品）

（以上）